



2022年5月11日

各位

会社名 神鋼鋼線工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 河瀬 昌博
(コード番号 5660 東証スタンダード)
問合せ先 取締役常務執行役員 吉田 裕彦
(TEL. 06-6411-1051)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会にて、2022年6月24日開催予定の第90回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されます。それによる株主総会資料の電子提供制度の導入に備えるため、以下①～③のとおり定款を変更するものであります。

- ① 変更案第14条は、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定めるもの、および、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ② 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ③ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更内容

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)

現行定款	変更案
(新設)	<p>第14条（電子提供措置等）</p> <p>本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>（附則）</p> <p>1. 定款第14条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>
(新設)	

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	2022年6月24日（金）
定款変更のための効力発生日（予定）	2022年6月24日（金）

以 上